# 学校危機管理マニュアル 目次

	I — 1	亘理町立長瀞小学校の現況1
 章   <u>計</u>	I-2	学校防災全体計画
	I-3	学校防災年間計画3
画と体	I-4	教職員の動員体制 5
体制	I-5	校内災害本部組織と業務内容6
	I -6	情報連絡体制図7
	<b>I</b> − 1	大地震後,津波被害が想定される場合の対応と避難誘導         (1) 在校時の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
章	Ⅱ-2	地震発生時の対応と避難誘導(津波被害が想定されない場合) (1) 在校時の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
地震·津波編	1-3	保護者への引き渡し(地震・津波を想定) (1) 校内で引き渡しをする場合の対応
編	<b>Ⅱ</b> -4	待機(宿泊) ※帰宅困難者対応含む (1)校内(避難場所)で待機させる場合の対応21 (2)校外で待機させる場合の対応(校外活動中)22
П	I-5	集団下校 (1)集団下校の対応23
	I-6	避難所の設置・運営に係る協力(学校が避難所となる際の対応) (1) 運営協力体制等について24 (2) 学校の避難所設置・運営にかかる協力(発災初期段階)25
	<b>I I −</b> 7	学校園再開に向けた対応 (1)教育再開への取組·······26

<b>Ⅲ −</b> 1	学校における原子力災害時の対応 (1)防災体制の整備27 (2)事故発生時の対応(指示系統) (3)学校での初動体制
<b>Ⅲ</b> -2	風水害発生時の対応 ······28 洪水時の避難確保計画(令和元年12月作成) ·····29

付:	消	前計画と事故発生時の対応マニュアル	
付	1	長瀞小学校消防計画	1
付	2	不審者侵入時の対応	7
付	3	プールでの事故発生時の対応	8
付	4	校外学習中の事故発生時の対応	9
付	5	交通事故発生時の対応1	Ο
付	6	行方不明等発生時の対応(捜索の場合)1	1
付	7	弾道ミサイル発射等にかかる対応1	2
付	8	児童の心のケア対策1	4
付	9	非常災害時の引き渡し手順1	6
付1	10	熱中症対策	7
付~	1 1	食物アレルギーへの対応	9
付~	12	事故報告書(第一報)様式	20
付1	13	長瀞小学区通学路	21

## Ⅰ-1 亘理町立長瀞小学校の現況

- 1 学校の位置と東日本大震災後の状況
  - ・海岸より2kmに位置しており、校門が海抜0.8m、昇降口が海抜1.8m、屋上までの高さ11.5m。
  - ・旧校舎は東日本大震災により津波の被害を受けたため、吉田中学校を間借りして教育活動を続けた。
  - ・平成26年夏に新校舎が再建され現在に至る。
- 2 災害想定
  - <津波>\*令和4年5月10日公表(宮城県)
    - ·最大津波高 11.5m
    - ・第1波の到達時間 60分
    - ·浸水想定 5 m以上10m未満
- 3 指定避難所
  - <津波>
    - ・野地, 開墾馬, 浜吉田東, 浜吉田西, 浜吉田北区 ⇒ 吉田小学校(長小から3.6km)
    - •新丁,一本松,長瀞浜,大畑浜区
- ⇒ 亘理中学校(長小から6km)

#### <洪水>

- · 全地区 ⇒ 吉田小学校
- <地震(津波なし)・大規模火災>
  - · 全地区 ⇒ 長瀞小学校
- 4 児童在校時に考えられる避難場所
  - <津波/洪水の場合は原則①>
    - ①校舎屋上
    - ②吉田中学校
      - ・浸水想定 津波: 1 m以上 3 m未満 洪水: 0.5m未満/長小から1.5 k m
    - ③吉田防災広場
      - ・浸水想定 津波:0m 洪水:0.5m未満/長小から3.2km



#### I-2長滯小学校防災全体計画

#### 学校の教育目標

# 心身ともに健康で人間性豊かな児童の育成

やさしく

たくましい子



#### 防災教育の目標

- ○災害から自分の命を守るために必要な行動をとることができるようにする。
- ○自分の命、他者の命を大切にし、共に生きる心を育むことができるようにする。
- ○身近な人々や地域に関心をもち、地域に密着した防災体制について理解できるようにする。



学年別指導目標					
低学年	中学年	高学年			
	災害の時に起こる様々な危険について知り、自ら適切な行動ができるようにする。				
7107.00	3676730	できるようにする。			



#### 防災教育にかかわる主な指導内容 低学年 中学年 高学年 【生活科】 【社会】 【社会】 ・地域社会における災害や事故の防止に ・地域の人々と適切に接し、安全に ・国土の様子について理解し、自然災害の防止 生活できるようにする。 ついて調べ、人々の生活を守るための関 と国民生活との関わりについて関心を深めるよ ・家庭での自分の役割を積極的に果 係機関の働きとそこに従事している人々 うにする。 たそうとすることができるようにす や地域の人々の努力について考えること 【理科】 ができるようにする。 ・流水の働きや気象現象についての見方や考え 方をもつことができるようにする。 ・公共物や公共施設を大切にし、安 ・土地のつくりと変化を、火山の噴火や地震と 全に気を付けて利用できるようにす 関係付けながらとらえることができるようにす る。 る。 【道徳】 【道徳】【総合的な学習の時間】 【体育】 ・健康や安全に気を付けた生活をす ・生活を支えてくれている人々や高齢者 ・けがの防止や病気の予防について理解し、健 ることの大切さに気付くようにす に尊敬と感謝の気持ちをもって接するこ 康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。 とができるようにする。 【道徳】【総合的な学習の時間】【志教育】 ・生きることの喜び、生命を大切に ・生命のあるものを大切にする心をもつ ・自他の生命を尊重する心をもつことができる する心をもつことができるようにす ことができるようにする。 ようにする。 ・働く意義を理解し、公共のために役立とうと る。 する意識をもつことができるようにする。 【特別活動】 【特別活動】 【特別活動】 ・健康で安全な生活態度を身に付け ・健康で安全な生活態度を身に付けるこ ・健康で安全な生活態度を身に付けることがで

- ることができるようにする。
- ・避難訓練において、災害に応じた 行動ができるようにする。
- とができるようにする。
- ・避難訓練において、災害に応じた避難 方法を理解し、安全に行動ができるよう にする。
- きるようにする。
- ・避難訓練において、災害に応じた安全な避難 行動ができるようにするとともに、初期消火な どの二次災害防止行動がとれるようにする。

# I-3

# 学校防災年間計画

月	防災教育関連行事	1 年	2 年	3 年
4	・安全のきまりの確認 ・一斉メール登録 ・避難確認カード記入 ・安全点検(含通学路) ・避難訓練(地震・津波) ・交通安全教室	<ul> <li>・下校指導(新入生)</li> <li>・交通安全教室(新入生)</li> <li>・学校内の命を守るものをさがそう(生)</li> <li>・学校にいるときに地震がおこったら(行:避難訓練事後指導)</li> </ul>	・未来に向かって(特) ・学校にいるときに地震がおこったら(行:避難訓練事後指導)	・わたしのまちみんな のまち(社) ・防災マップを作ろう ・地震はいつ起こるか分からない(総) ・学校にいるとき地震が起こったら(行:避難訓練事後指 導)
5	・安全点検・ショート避難訓練①	・地震 「ぽくとじしん」(特)	・まちたんけん (生) ・私たちを守る地域の 人々(生) ・「こわかった大しんさい」(特)	
6	・みやぎ県民防災の日 ・安全点検(含通学路) ・吉保6年合同避難訓練 ・下校時避難訓練 ・不審者侵入想定避難訓練 ・引渡訓練	<ul> <li>空のようすがかわったら (生)</li> <li>外にいるときに</li> <li>地震がおこったら(行)</li> <li>・水泳安全指導</li> <li>・「きをつけて」(道)</li> </ul>	<ul><li>・「海のちかくにいるとき 地震がおこったら」(行)</li><li>・水泳安全指導</li></ul>	・大地震を経験して(総) ・登下校中や外で地震が起こったら(総) ・水泳安全指導 ・「きまりじゃないか」(道) ・「負けない」(道)
7	・安全点検 ・着衣水泳 ・夏休みの安全指導 ・小中合同地区点検	<ul> <li>「海」(道)</li> <li>家にいるときに</li> <li>地震がおこったら(特)</li> <li>黒い雲が近づいてきたら(特)</li> <li>・夏休みの生活(特)</li> </ul>	<ul><li>高台にあがれ(特)</li><li>夏休みの生活(特)</li><li>「たんじょう日」(道)</li></ul>	・家にいるとき地震が起こったら(特) ・夏休みの生活(特)
8	・安全点検(含通学路)		・家族で話し合おう(特)	<ul><li>・台風などから身を守るために(特)</li></ul>
9	・町総合防災訓練	・防犯教室(行:避難訓練) ・校外学習の安全指導 ㈱	・防犯教室(行:避難訓練) ・校外学習の安全指導 (特)	<ul><li>・台風などによる被害(特)</li><li>・防犯教室(行:避難訓練)</li><li>・校外学習の安全指導 ㈱</li></ul>
10	・安全点検		・「かせつじゅうたくを作 るしごと」(道)	
11	・安全点検(含通学路) ・火災避難訓練 ・津波防災の日	「よりみち」(道)	・まちたんけん (生) ・「じぶんがしんごうきに」 (道) ・助けあって生活するために(特)	・「ひげのヒ―ロ―」(道)
12	・安全点検 ・冬休みの安全指導	・冬休みの生活(特)	・冬休みの生活(特)	・火事から暮らしを守る 樹・冬休みの生活(特)
1	・安全点検(含通学路)		・「ゆきひょうのライナ」 (道)	<ul><li>家族で話し合おう(総)</li><li>事故や事件からくらしを守る(社)</li></ul>
2	<ul><li>・安全点検</li><li>・ショート避難訓練②</li></ul>	・「いのちがあってよかっ た」(道)	・かなしいときこわいとき (特)	・「大丈夫」(総)
3	・安全点検(含通学路) ・3・11授業 ・春休みの安全指導	<ul><li>・東日本大震災を忘れない</li><li>(特)</li><li>・春休みの生活(特)</li></ul>	<ul><li>「あたりまえ」(道)</li><li>・春休みの生活(特)</li></ul>	<ul><li>・東日本大震災を忘れない</li><li>(特)</li><li>・春休みの生活(特)</li></ul>

月	防災教育関連行事	4 年	5 年	6 年
4	・安全のきまりの確認	・災害時の救助活動(社)	・国土の地形の特色と	・復旧・復興への歩み(総)
	・メール登録	・未来に向かって(特)	人々のくらし(社)	・地震のときの危険予測
	・避難確認カード記入	・学校にいるとき地震が起こ	・天気の変化(理)	(行:避難訓練事後指導)
	•安全点検(含通学路)	ったら(行:避難訓練事後指導)	・「明るい未来へ」(道)	・「うちら「ネコの手」ボラ
	・避難訓練(地震・津波)		・地震のときの危険予測 (行:避難訓練事後指導)	ンティア」(道)
5		- ・町の防災施設・標識(社)	・国土の気候の特色と	- 緊急地震速報を知ってお
3	• 生活朝会	・津波から身を守るために	人々のくらし(社)	こう(朝)
	<ul><li>ショート避難訓練①</li></ul>	(特)	·ハザードマップの活用	
		・グリーンベルトプロジェクト	(社)	
		(総)	·未来へつなぐ(特)	
6	・みやぎ県民防災の日	<ul><li>「まゆかへ」(道)</li></ul>	・元気になろう(道)	・津波の特徴
	·安全点検(含通学路)	・水泳安全指導	・花山合宿の安全指導 ㈱	「東日本大震災」(特)
	· 吉保 6 年合同避難訓練		・助けあって生活するた	・地域の避難訓練に参加
	・下校時避難訓練		めに(特)	しよう(特)
	•不審者侵入想定避難訓練		・震災後の生活(特)	・修学旅行の安全指導 ㈱
	・引渡訓練		• 水泳安全指導	・水泳安全指導
7	・安全点検	・夏休みの生活(特)	・夏休みの生活 (特)	・「土石流の中で救わ
	• 着衣水泳	・着衣水泳	・風水害の危険と備えに	れた命」(道)
	・夏休みの安全指導	・「もしもねがいがかなうなら」	ついて(特)	・夏休みの生活(特)
	・小中合同地区点検	(道)		・着衣水泳
	→ Λ 上1Δ (Δ\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	・悲しい気持ち、こわい気持ち(特)	ウザョッケ色※中/TE)	
8	・安全点検(含通学路)		・宮城県の気象災害(理)	
9	・町総合防災訓練	•防犯教室(行:避難訓練)	・「お父さんとじいちゃん	· 防犯教室 (行: 避難訓練)
		・「ぼくの震災日記」(特)	へ」(道)	・大地のつくり(理)
		・校外学習の安全指導	・防犯教室(行:避難訓	・変わり続ける大地(理)
		(特)	練)	・津波の歴史(理)
		・地震からくらしを守る		・火山の歴史(理)
		(社)		・私たちにできること(総)
10	• 安全点検		・台風と天気の変化(理)	・地震のしくみ(理)
11	• 安全点検(含通学路)		・我が家の安全対策(体	・避難する勇気(特)
	• 火災避難訓練		)	・あたたかい気持ち(特)
	・津波防災の日		<ul><li>流れる水のはたらき</li></ul>	
			(理)	
12	<ul><li>安全点検</li></ul>	・冬休みの生活(特)		・「伝えたいもの」(道)
	・冬休みの安全指導		・冬休みの生活 (特)	・冬休みの生活 (特)
1	<ul><li>安全点検(含通学路)</li></ul>	・わたしたちの県 (社)	・けがの防止(保)	・災害から私たちの生活を
		・わたしたちの宮城(社)		支える(社)
2	<ul><li>安全点検</li></ul>	- 復興マップを作ろう(総)	・自然災害を防ぐ(社)	・たくさんのありがとう(総
	・ショート避難訓練②	- 復旧・復興へのあゆみ (特)	・災害時の情報収集(社) 	<b>)</b>  ・「東京大空襲の中で」(道)
3	•安全点検(含通学路)	・しょうらいのわたしへ(特)	・東日本大震災を忘れな	・「大好きなこと」(道)
	<ul><li>・3・11授業</li></ul>	・春休みの生活(特)	い(特)	・春休みの生活(特)
	・ 春休みの安全指導		・春休みの生活(特)	
	/ /		2.1. / <del>2.1.</del> (14/	L

<sup>\*</sup>ゴシック体は「みやぎ防災教育副読本」の教材。

# I -4 教職員の動員体制 \* 町の防災計画に準じる。

\* 勤務時間外の津波注意報・津波警報発令時には、学校に行かない。

#### 非常配備体制の基準・内容等

区分	配備時期	配備体制	配備内容
警戒本部(1号配備)	①県内に津波注意報が発表されたとき。 ②町域で震度4の地震が観測されたとき。 ③その他特に教育総務課長が必要と認めたとき。	校長, 教頭 主幹, 教務	① ② 沢報報が児安実施調の順大学を選問収収ら重否施の通別報報が児安実施の場合のでは、 1 の の の の の の の の の の の の の の の の の の
特別警戒本部(2号配備)	①町域で震度5弱の 地震が観測された とき。 ②台風や集中豪雨 によ潮等の警広 発表さい、災害発 大規様を 生が予想されると き。 ③その他特に教育総 めたとき。	校長,教頭主幹,教務	① ② ③ ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ④ ② ② ③ ② ④ ② ② ③ ② ④ ② ② ④ ② ② ③ ② ② ④ ② ④

区分	配備時期	配備体制	配備内容		
①県内に津波警報 又は大津波警報 が発表されたとき。 ②町域で震度5強以上の地震が観測されたとき。 ③大雨,洪水,高潮等で特別警報が発表され,災害発生 又は発生の恐れがある場合 ④その他特に教育長が必要と認めたとき。		全教職員	① ② ③ ・ で重宅認 等 を 開 の ・ ・ で 重 で で で で で で で で で で で で で で で で		
(注意事項) ※ 津波注意報以上が発表された場合,避難区域内にある学校への参集は見合わせ,解除されるまで,避難所となる学校で待機するものとする。 ※ 配備体制1~2号における該当教職員については,各学校毎にその実情に応じ,配備内容を勘案して予め定めておく。 (例)教務主任,防災主任,業務員等					

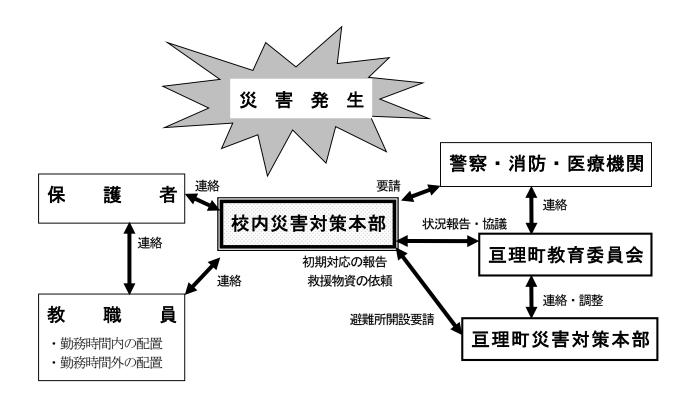
	応急活動ができる服装(作業服等)とし,安全な靴,帽子又はヘルメット,手袋を着用する。必要に応じて雨具,防寒具を着用
携行品	必要に応じて,筆記具,懐中電灯,携帯ラジオ,応急医薬品,名札(名刺),飲料水(水筒),食料,タオルほかを携行する。

緊急時持ち出し品の際員家と	□安否確認名簿 □町内小中学校通信関係一覧 □裏紙 □ラジオ □懐中電灯 □電池 □のり □セロテープ □養生テープ □付箋 □鉛筆 □ボールペン(赤・黒) □消しゴム □カッターナイフ □はさみ □ホチキス □ホチキス針
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

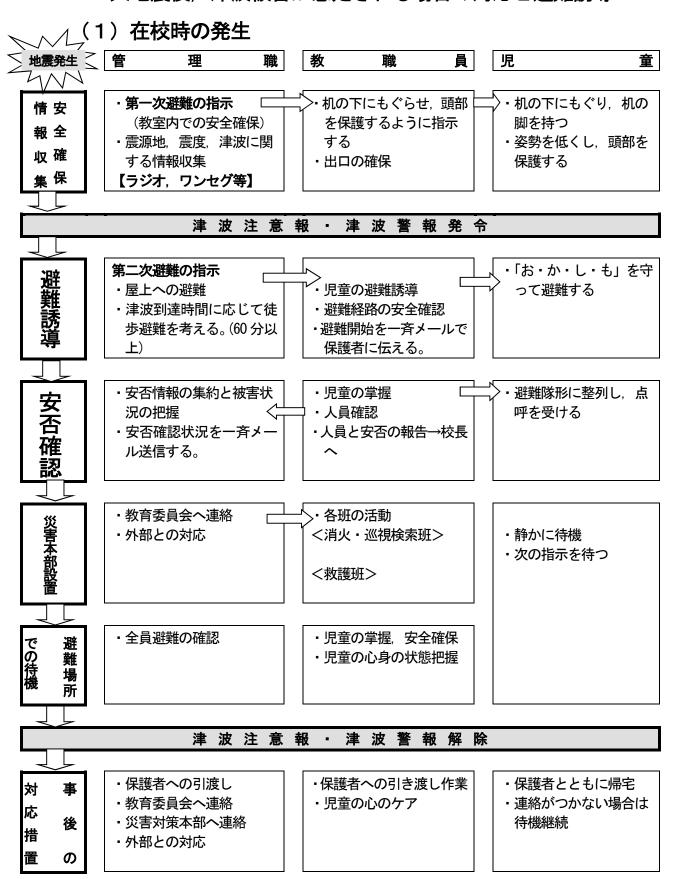
# Ⅰ -5 校内災害本部組織と業務内容 \*参照:付1消防計画

<班名・配備> <任 <主な必要物品> 務> •拡声器 ・校内放送による連絡・指示 通報連絡班 - 教委, 災対本部, 消防機関等との ・トランシーバー 災 災 連絡調整•報告 •半固定型無線装置 • 教頭 ・ウィルコム 害 害 情報収集 •主幹 一斉メール配信 ・ラジオ •事務 対 対 ・報道機関との連絡・対応 ·懐中電灯 策 策 本 副 重要書類等の持出 搬出班 • 引き渡し名簿 部 本 [児童名簿, 家庭環境調査票] •家庭環境調査票 \*職員室戸棚 •学校日誌 等 長 部 •事務 \*要録,健康診断記録等は校長 長 室金庫保管 校 初期消火班 ・消火器,屋内消火栓等を活用した ・消火器 長 教 消火活動 ・初期消火の必要がない場合は安 頭 •教務主任 全防護、避難誘導等の他班を支援 (発見者) X する。 管 理 児童の避難誘導 避難誘導班 職 ・避難状況の確認及び本部への報 不 告 •各担任 在 時 は ・防火扉の操作と児童避難の安全 安全防護班 ・防火シャッター鍵 確保 主 防火シャッターの操作と児童避難 • 主幹 幹 (東非常出口)の安全確保 備蓄品の定期的な確認・更新 ま た は 検索班 ・残留児童の検索、校舎・施設の被 ・拡声器 教 害状況の調査と本部への報告 務 •業務員 が · 司書 •支援員 指 揮 を 救護班 負傷者の応急措置 •応急医薬品 執 •担架 ・「心のケア」の実施 る •毛布 養護教諭 •校内放送等による連絡や指示 •拡声器 ・応急(緊急)対応の決定 ・ホイッスル •各係との連絡調整 ・トランシーバー 情報収集(気象・災害・交通情報等)

# I-6 情報連絡体制図



# Ⅱ-1 大地震後、津波被害が想定される場合の対応と避難誘導



# 緊急時(地震)職員対応マニュアル

「大きな地震が発生しました。児童の安全、避難出口の確保は職員が行います。会場の皆 館内放送 (進行) 様はその場にしゃがみ、机、椅子、バッグなどで身の安全を確保してください。」 校長 本部 児童安全確保 女性職員 避難出口確保 男性職員 ○体育館出口(3カ所)扉を開放する。 ○椅子の下に頭を入れる。 ○ダンゴムシのポーズ 体育館は安全 体育館が危険 「校庭に避難します。落ち着いて職員の誘導に従ってください。」 校庭避難場所(西側)に誘導避難(以後,避難訓練計画の流れ) 「情報を収集しています。そのままでお待ちください。」 情報収集 教頭、(主幹) 津波の心配なし 津波警報 (注意報) 発令 入学·卒業式継続 津波到達予想時刻がはやい 津波到達予想時刻まで時間がある (指定避難所への避難は困難と判断) (指定避難所への避難可能と判断) 屋上への誘導避難 (以後、引渡訓練の流れ) 津波警報(注意報)解除 津波到来 (以後、避難所開設マニュアルの流れ) 体育館安全確認後入学・卒業式継続又は中止 <当日の準備物 (渡部)> □引渡名簿 □非常電話 □ラジオ □筆記用具

# / (2) 登下校時の発生 地震発生

7/N情安 報全

玾 職 教 員 職

児

収確 集保 ・第一次避難の指示 (教室内での安全確保)

・震源地, 震度, 津波に関 する情報収集

【ラジオ、ワンセグ等】

学校にいる児童の安全確

倒れてきそうなものか ら離れ、姿勢を低くし て頭部を保護する

童

### 津波注意報・津波警報発令

避難

第二次避難の指示 屋上への避難

・ 倒壊や火災の場合: 校庭

△ 校内にいる児童を屋上へ

避難確認カードに記入し てある場所

- ・自宅に近いときは自宅 の2階へ
- ・自分がいる場所から最 も近い高い場所へ 【長小屋上/吉中屋上/大

谷地住宅3階/常磐道澼 難階段】

注意報警報解除まで待 機

教育委員会への連絡

関係機関への救援要請

屋上の児童の掌握

各班の活動

<消火・検索班>

<救護班>

# 津波注意報・津波警報解除

安否・被害状況確認

- 安否情報の集約と被害状 況の把握
- 保護者への連絡

• 校内巡視

□・通学路巡視. 児童の保護

自宅、避難所等児童の安 否確認

【電話. \*安否確認メー ル、災害伝言ダイヤル、 \*家庭訪問, \*指定避難 所での安否確認名簿に よる確認】

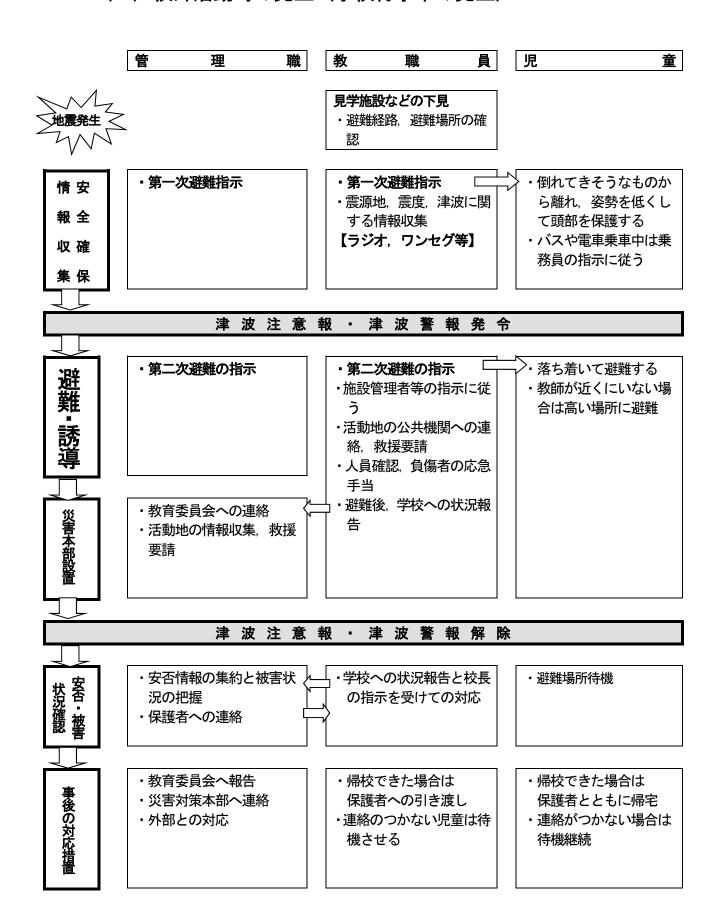
- 大人の助けが来るまで。 避難場所に待機
- ・連絡手段(携帯等)持っ ている場合は家族, 学 校に連絡

事後の対応措置

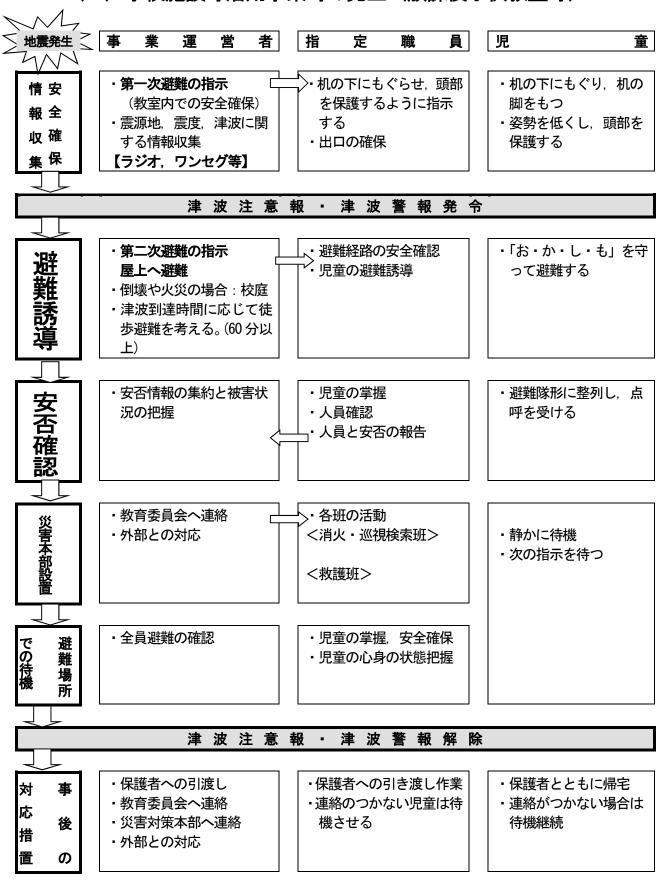
- ・保護者への引渡し
- 教育委員会へ連絡
- 災害対策本部へ連絡
- 外部との対応

- ・保護者への引き渡し作業
- ・児童の心のケア
- ・保護者とともに帰宅
- 連絡がつかない場合は 待機継続

# (3) 校外活動時の発生(学校行事中の発生)



# (4) 学校施設等活用事業時の発生(放課後子供教室等)

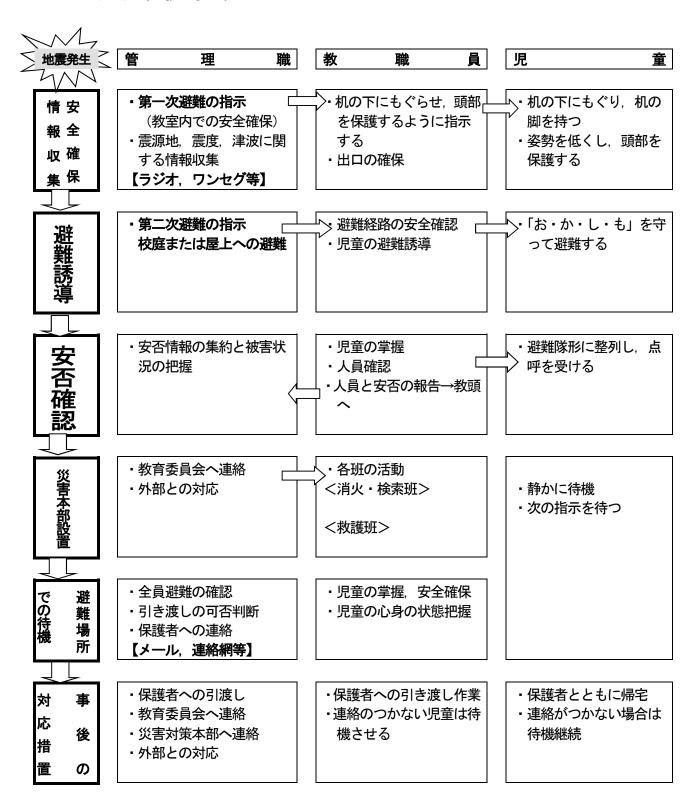


# (5) 在宅時の発生(休日・夜間等)

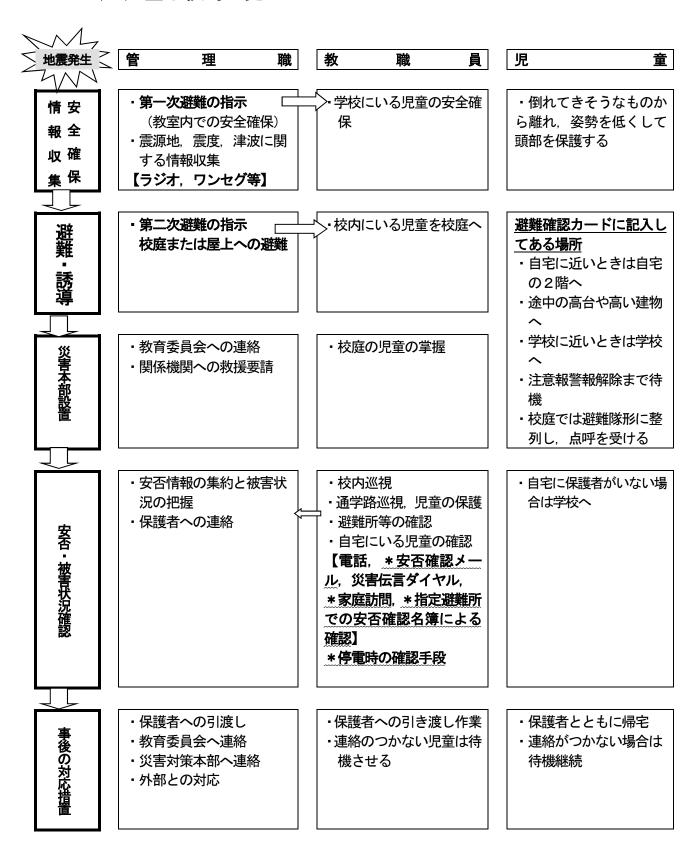
地震発生 珥 教 児 職 職 員 童 • 安全確保 • 安全確保 倒れてきそうなものか 情安 ・震源地, 震度, 津波に関 ・震源地, 震度, 津波に関 ら離れ、姿勢を低くし 報全 する情報収集 て頭部を保護する する情報収集 収確 【ラジオ、ワンセグ等】 集保 津波注意報・津波警報発令 \*津波注意報·警報発令中 \*津波注意報·警報発令中 指定避難場所に避難 災害本部設置 は学校を含め、避難区域 は学校を含め、避難区域 <吉田小学校> 新丁·一本松·長瀞浜。 には立ち入らない には立ち入らない 大畑浜 ・自らの安全を確保した上 自らの安全を確保した上 <亘理中学校> で指定避難所(吉田小学 で指定避難所(吉田小学) 浜吉田北・浜吉田東・浜 校・亘理中学校) へ参集 校・亘理中学校) へ参集 吉田北・野地・開墾場 教育委員会への連絡 上記の他、家族で決め てある避難場所に避難 津 波 注 意 報 ・ 津 波 警 報 解 除 • 安否情報の集約と被害状 「 各班の活動 ・安全を確保した上で学 状況確認 安否·被害 況の把握 <避難誘導班> 校へ連絡 児童の安否確認 【電話、\*安否確認メー ル、災害伝言ダイヤル、 \*家庭訪問. \*指定避難所 教育委員会へ報告 での安否確認名簿による ・ 災害対策本部へ連絡 確認】 ・外部との対応 事後の対応措置 <消火・検索班> 災害の状況。今後の対応 校舎,通学路の状況確認 について保護者に連絡 <救護班> 応急手当

# Ⅱ-2 地震発生時の対応と避難誘導(津波被害が想定されない場合)※津波発生の心配がない大地震の指定避難場所は長瀞小学校

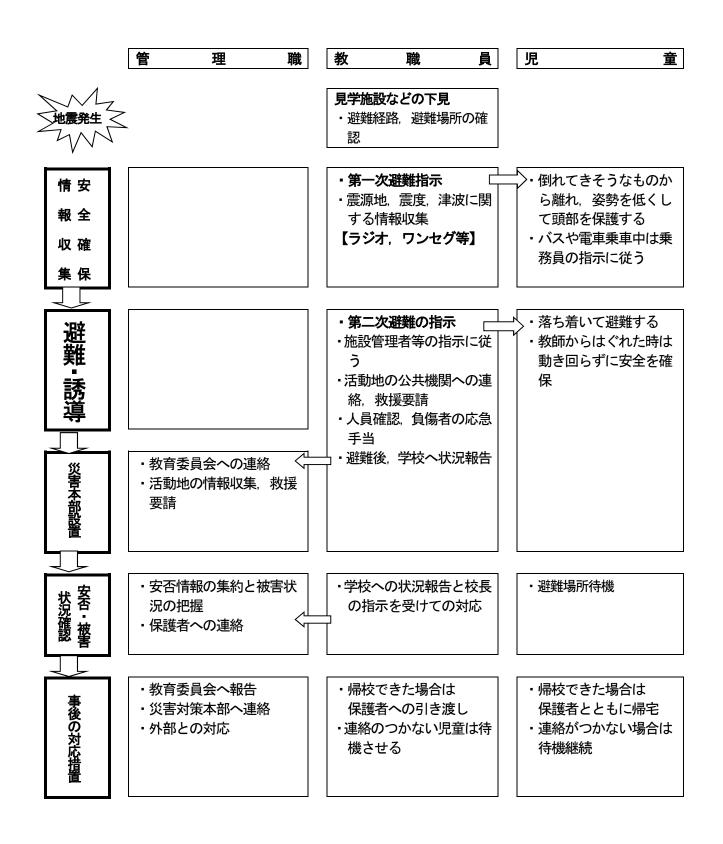
# (1) 在校時の発生



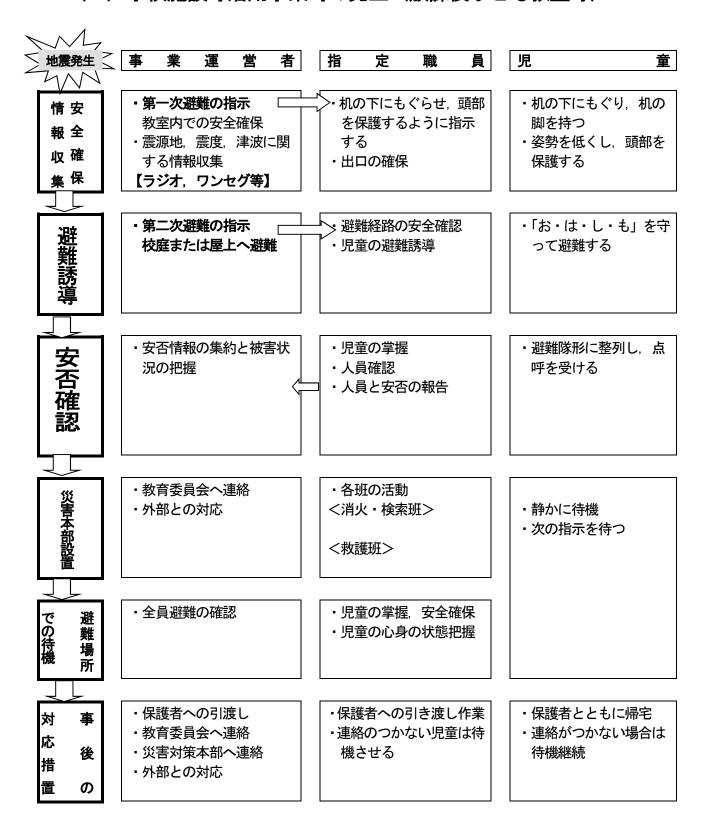
# (2) 登下校時の発生



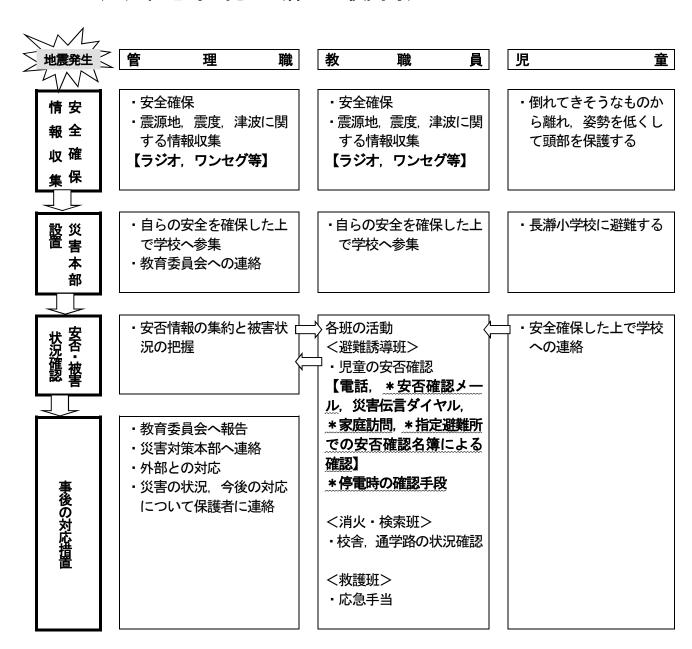
# (3) 校外活動時の発生(学校行事中の発生)



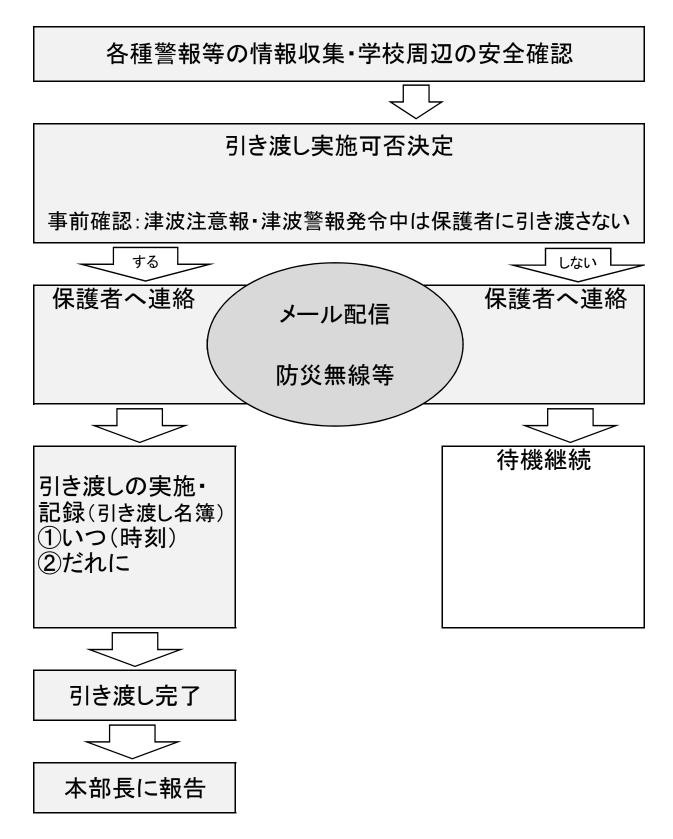
# (4) 学校施設等活用事業時の発生(放課後子ども教室等)



# (5) 在宅時の発生(休日・夜間等)

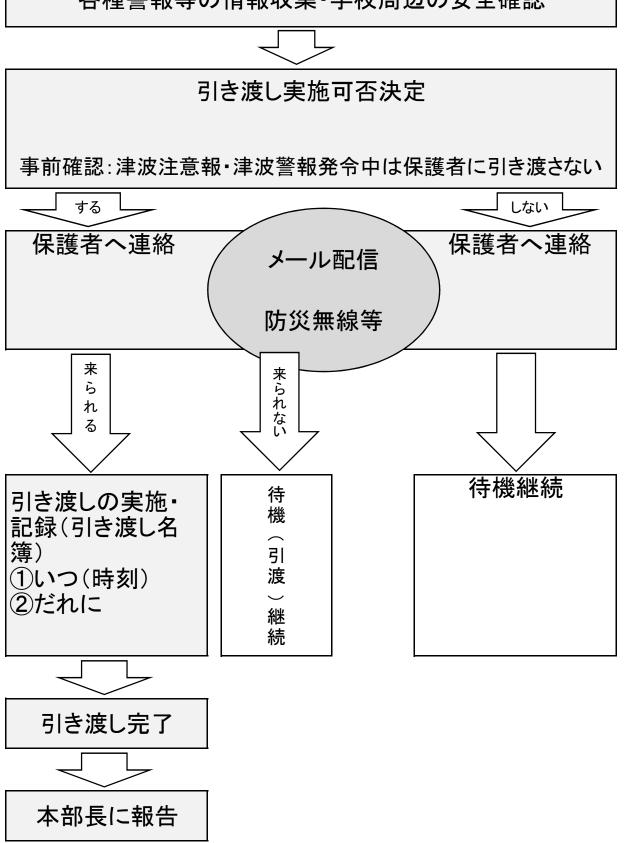


# Ⅱ -3 保護者への引き渡し(地震・津波を想定) (1)校内で引き渡しをする場合の対応

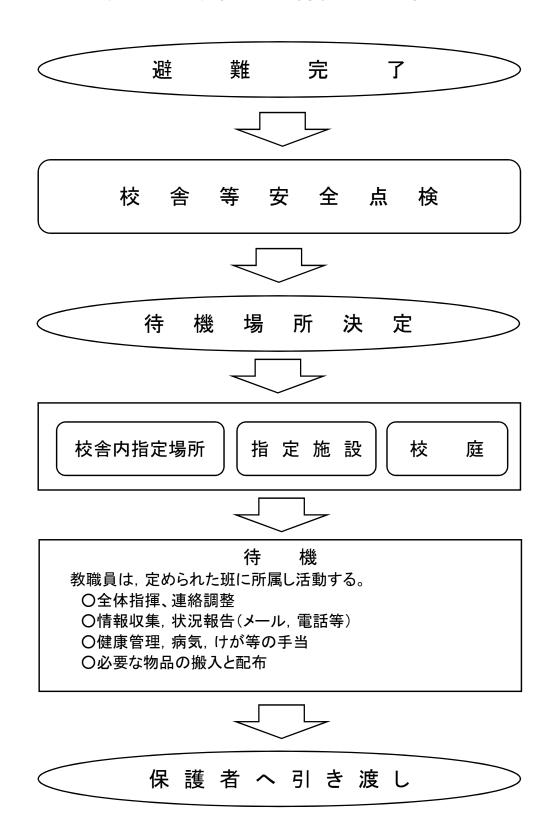


# (2)校外で引き渡しをする場合の対応

# 各種警報等の情報収集・学校周辺の安全確認



# Ⅱ -4 待機(宿泊) \*帰宅困難者対応を含む (1)校内(避難場所)で待機させる場合の対応



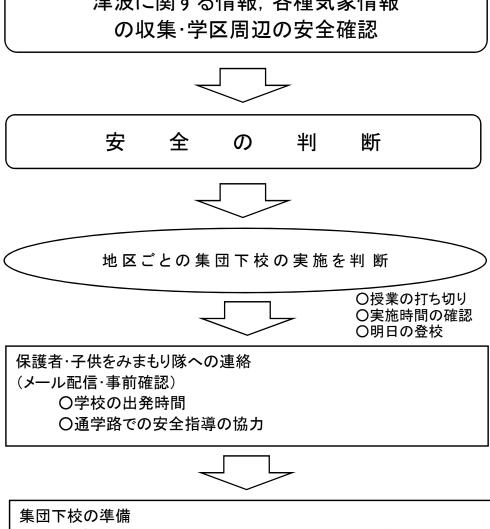
# (2)校外で待機させる場合の対応(校外活動中)

完 避 難 7 情報の収集・学校への連絡 保護者への連絡(学校から) 場 所 待 機 決 定 近 隣 施 設 指定場所 待 教職員は、定められた班に所属し活動する。 〇全体指揮、連絡調整 〇情報収集, 状況報告(メール, 電話等) 〇健康管理,病気,けが等の手当 以下は施設等の責任者の指示で対応する。 〇必要な物品の搬入と配布 保護者へ引き渡し

# Ⅱ-5 集団下校

# (1)集団下校の対応

津波に関する情報、各種気象情報



- ○事前に確認している地区名簿で名前,人数を確認する。 (地区担当教員)
- 〇安全指導(全体, リーダーの役割等)



開 集 校 の 始 寸 下 ○地区担当教員が引率する。



保護者への引き渡しの確認

# Ⅱ-6 避難場所・避難所の設営・運営にかかる協力

- ※長瀞小学校が避難所となるのは地震(津波なし)の場合
- ※緊急一時避難場所となった場合、町当局は運営に関与しない。

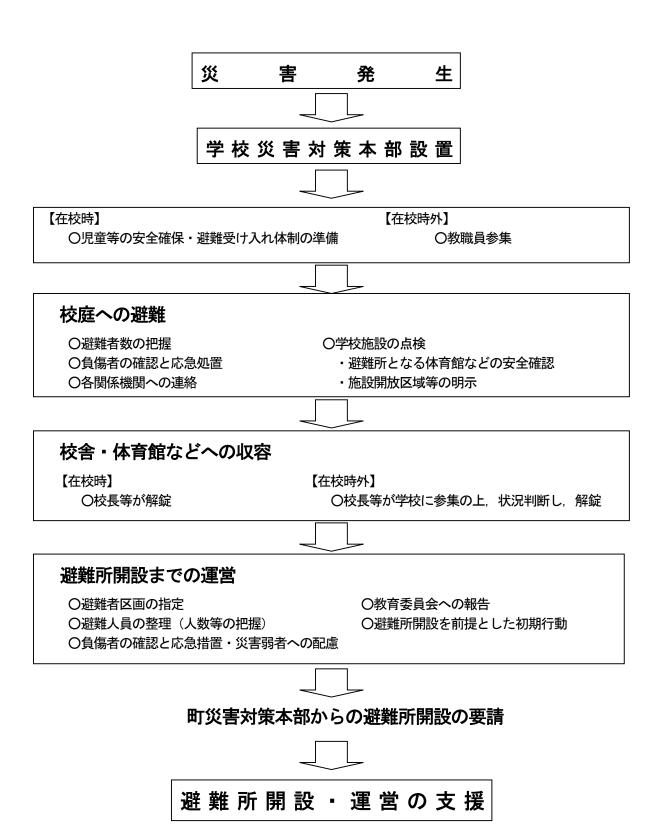
# (1) 運営協力体制等について

- ①避難所の開設は、亘理町教育委員会の「教職員災害初動マニュアル」に従って行う。
- ②避難所の運営は、町当局が主体となって行うものであるが、災害発生時には、町当局による運営が困難な場合も考えられるため当局が体制を整えるまで、校長を中心として教職員が避難所準備・運営の支援・協力に当たる。

# (2) 新型コロナウイルス感染症予防に係る運営体制

- ①教職員が在校、児童は登校していない場合
  - →体育館に限らず、教室等を用いた『分散避難』を可能な限り実施する。避難 者の誘導・収容については、町当局が到着するまで教職員が行う。
- ②教職員、児童ともに在校している場合
  - →町担当職員が到着し避難先となる部屋等の調整が済むまで、避難者には待機 を促す。
- ③教職員、児童ともに在校していない場合
  - →上記①を基本とした対応をする。

#### (2) 学校の避難場所及び避難所設置・運営にかかる協力(発災初期段階)



# Ⅱ-7 学校再開に向けた対応

# (1)教育再開への取組

	必要と考えられる対応
児童・教職員の被災状況の	〇児童・保護者の安否と所在場所の確認
確認	○教職員・その家族の安否確認
	○避難所の状況の確認
	〇地域(通学路等)の被害状況確認
学校施設・設備などの点検	〇校舎等の安全点検と応急措置
	○ライフライン・仮設トイレの確保
	○教室の確保(他施設の借用・仮設教室の建設)
通学方法の確認と通学路	○危険個所の点検と補修個所の報告
の安全点検	〇公共交通機関の運行状況の確認
	〇スクールバスの確保
教育環境の整備	〇授業形態の工夫と教職員の配置
*教育委員会との協議が必要	○教科書・学用品等の損失状況の確認と発注
	〇支援物資の取りまとめ(教育委員会との連携)
	〇文科省ポータルサイトの活用(支援物資)
	〇心のケア(スクールカウンセラーンとの連携)
	〇学校給食対策
	〇授業再開の協議・再開時の保護者への連絡
	○マスコミ、外部ボランティア団体等との対応
避難所との共存	〇避難所運営組織と協議
	〇立入制限区域の明示

# Ⅲ-1学校における原子力災害時の対応

# (1) 防災体制の整備

学校安全対策委員会 校長, 教頭, 教務主任, 防災主任, 学年主任

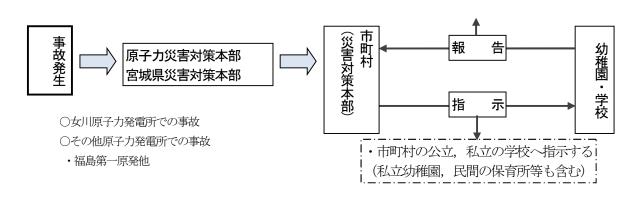


原子力防災体制の整備

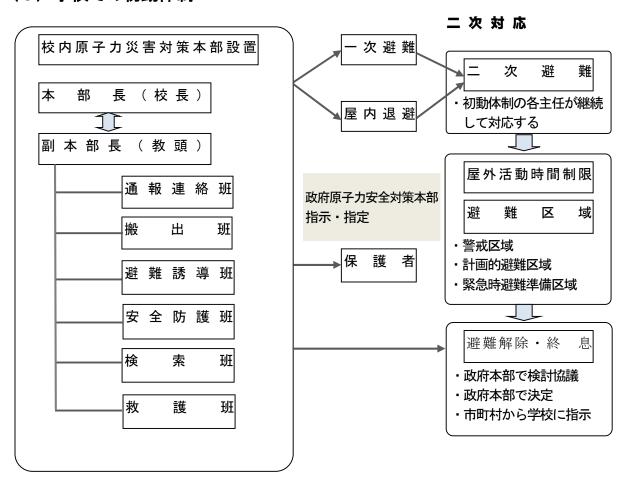
- 〇校内原子力災害対策組織の作成
- ○学校原子力防災計画の作成

# (2) 事故発生時の対応(指示系統)

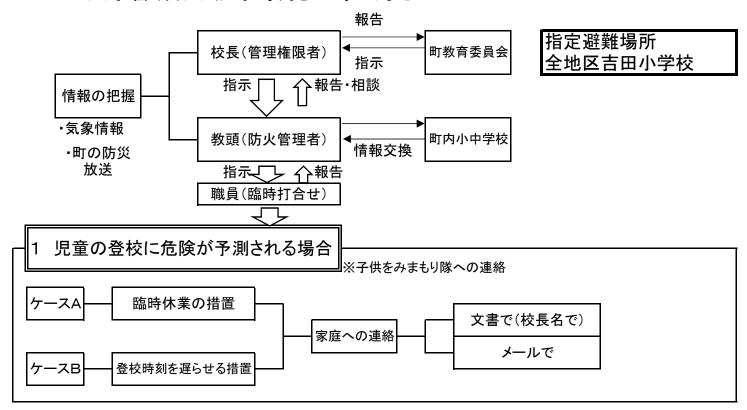
- ・ 市町村立学校は、 各市町村教育委員会へ報告
- ・県立学校, 国立学校は県教育委員会へ報告
- ・私立学校は総務部私学文書課へ報告

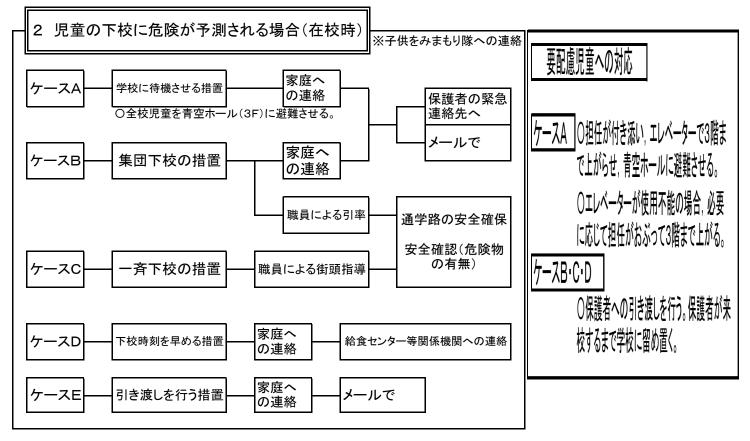


### (3) 学校での初動体制



# Ⅲ-2 風水害(台風・洪水等)発生時の対応





3 学校施設に大きな被害がある場合(被害が予測される場合を含む)

児童の安全確保を第一に避難させる

地震発生時の対応に準ずる

〇近くの高い場所(常磐道, 吉田交流センター, 吉田中学校, 大谷地公営住宅)まで徒歩避難

要配慮児童への対応

○自家用車(教頭)で避難場所まで搬送する。

# 洪水時の避難確保計画

令和元年4月作成 亘理町立長瀞小学校

#### 1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項の規定に基づき、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

# 2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項の規定に基づき、遅滞なく、当該計画を亘理町長へ報告する。

# 3 計画の適用範囲

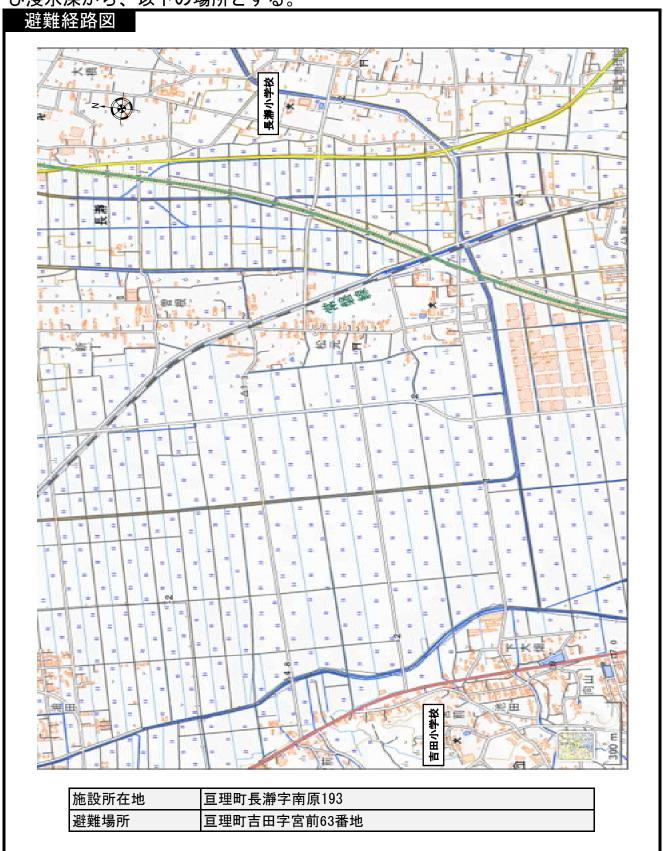
この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

# 【施設の状況】

人数						
昼間。	• 夜間	休				
利用者	施設職員	利用者	施設職員			
昼間	昼間					
約166名 約19名						
夜間	夜間	約O名	約O名			
約O名	約O名					

# 【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、亘理町洪水・土砂災害ハザードマップの想定浸水域及び浸水深から、以下の場所とする。



# 4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

【防災体制確立の判題	折時期及	び役割分担】			
体制確立の判断時期		活動内容	対応要員		
以下のいずれかに該当する場合     阿武隈川下流(岩沼水位観測所地点)     水防団待機水位(4.0m)超過     亘理町に洪水注意報発表	注意体制確立	洪水予報等の情報収集 施設近隣の状況の把握、情報の 記録 館内放送や掲示板伝達(体制の 確立状況、気 情報等)	情報収集伝達要 員		
以下のいずれかに該当する場合     阿武隈川下流(岩沼水位観測所地点)氾濫注意情報発表     阿武隈川下流(岩沼水位観測所地点)氾濫注意水位(5.0m)超過     亘理町に洪水警報発表	警戒体制確立	洪水予報等の情報収集 保護者への事前連絡 館内放送等による避難の呼び掛け 関係機関との連絡	情報収集伝達要 員		
		使用する資器材 の準備 要配慮者の避難	避難誘導要員  避難誘導要員		
7 闭主物心巴门间即日节处规以无门		誘導	地來的牙女只		
以下のいずれかに該当する場合     阿武隈川下流(岩沼水位観測所地点) 氾濫警戒情報発表     阿武隈川下流(岩沼水位観測所地点) 避難判断水位(7.9 m)超過     開墾場地区に避難指示の発令	非常体制確立	施設内全体の避 難誘導 未避難者、要救 助者の確認	避難誘導要員		

※上記のほか、施設の管理権限者(又は自衛水防組織の統括管理者)の指揮命令に従うものとする。

#### 5 情報収集及び伝達

#### (1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット
洪水予報 水位到達情報	<ul> <li>亘理町からのメールインターネット</li> <li>▶ 亘理町ホームページ (http://www.town.watari.miyagi.jp/index.cfm/24, html)</li> <li>▶ 「川の防災情報」の阿武隈川下流の水位到達情報発表状況</li> <li>▶ 「川の防災情報」の阿武隈川下流の水位観測所の水位</li> <li>▶ 気象庁ホームページの洪水予報サイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/)</li> </ul>
避難情報(避難 指示等)	<ul> <li>亘理町からのメール</li> <li>緊急速報メール(NTTドコモ、au、SoftBank)</li> <li>防災行政無線(屋外拡声子局)</li> <li>広報車</li> <li>テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用)</li> <li>インターネット</li> <li>▶ 亘理町ホームページ         <ul> <li>(http://www.town.watari.miyagi.jp/index.cfm/24,html)</li> </ul> </li> </ul>

- ※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するもの とし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- ※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

#### (2) 情報伝達

「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報等を施設関係者間で共有する。

#### 6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

#### (1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険も伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で倒壊のおそれがない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

#### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりとする。

#### (3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	吉田小学校	約4000m	徒歩 車両 台
屋内安全確保	校舎内3階		

※ただし、当校作成の対応マニュアル「風水害(台風・洪水等)発生時の対応」により、予め気象庁等からの情報を収集した上で、臨時休校、登校時刻の変更等、避難となる前の対応をとる。児童在校時に避難が必要となった場合は、児童を3階(青空ホール)へ避難させ留め置くことを原則とするが、洪水発生まで十分に時間の余裕がある場合には、保護者引き渡しによって下校させる。

#### 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

#### 避難確保資器材等一覧

資 器 材					
情報収集・伝達	テレビ10台、ラジオ2器、タブレット端末3 台、ファックス1台、携帯電話1台、携帯電話 用バッテリー1個、乾電池90個				
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、携帯電話1台、携帯 電話用バッテリー1個、拡声器3台、懐中電灯 18台、乾電池90個、ライフジャケット140着				
施設内の一時避難 (屋内安全確保)	水152日分、食料150日分、寝具330人分、寝具 用マット				
利用者 (高齢者等)	おやつ420個				
その他	ゴミ袋100枚				

	浸水を防ぐための対策	
土のう20個		

#### 8 防災教育及び訓練の実施

#### ■防災に係る研修

年5回行われる校内訓練(総合防災訓練も含む)の前に職員打ち合わせを行い、 新規採用・転入職員を含めた全職員で、訓練内容、防災情報及び避難誘導に関する 共通理解を図る。

#### ■防災訓練

毎年4月に全職員及び全校児童を対象として、津波避難訓練と併せて洪水時の避難 訓練を実施し、避難・情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

# 付—1 長瀞小学校消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、亘理町立長瀞小学校における防火管理業務 につい て必要な事項を定め、火災、震災、及びその他の災害の予防及び人命の安全並び に被害の極限防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

- 第2条 この計画は、亘理町立長瀞小学校に勤務し、または出入りするすべての者に適用する。 (防火管理者の権限及び業務)
- 第3条 防火管理者は教頭の職にあるものとし、この計画について一切の権限を有し、次の業務 を行うものとする。
  - (1) 消防計画の作成及び変更
  - (2) 消防計画に基づく消火,通報,及び避難訓練の実施
  - (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検の実施とその指導監督
  - (4) 火気の使用または取り扱いに関する指導監督
  - (5) 収容人員の把握と安全管理
  - (6) 管理権限者(校長)に対する助言及び報告
  - (7) その他, 防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

- 第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告・届出、及び連絡を行う。
  - (1) 消防計画の提出(変更の都度)
  - (2) 建築物及び諸設備の設置または変更の事前連絡、並びに法令に基づく諸手続き
  - (3) 消防用設備等の点検結果の報告
  - (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
  - (5) その他, 防火管理上必要な業務
- 第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の下に火元責任者並びに 建物、火気使用設備器具等及び消防用設備等の点検を行う自主点検者を別表1のとおり指 定する。

(火元責任者の業務)

- 第6条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。
  - (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の維持管理
  - (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
  - (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
  - (4) 防火管理者の補佐

#### (自主点検の実施)

第7条 自主点検の実施時期は、次のとおりとする。

点検実施月日	実	施月	日	点 検 者
消防用設備等	外観点検	機能点検	総合点検	点 恢 1
自動火災報知設備	6月 日	6月 日	6月	アオキ株式会社
			日	022-287-3535
	11月 日	11月 日	11月 日	11
屋内消火栓設備	6月 日	6月 日	6月	"
			日	
	11月 日	11月 日	11月 日	11
防火扉,排煙設備	6月 日	6月 日	6月	"
			日	
	11月 日	11月 日	11月 日	11
消火器具	11月 日	11月 日	11月 日	11

#### (点検結果の記録及び報告)

第8条 防火管理者は、自主点検結果を台帳に記録、保存すると共に、消防設備等の点検結果については、3年に1回、亘理消防署長に報告しなければならない。

#### 第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

- 第9条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。
  - (1) 指定場所以外で、臨時に火気を使用するとき
  - (2) 各種火気使用設備器具を設置または変更するとき
  - (3) 改装, 模様替え等を行うとき
  - (4) その他, 防火管理上必要なとき

#### 第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第 10 条 亘理町立長瀞小学校の自衛消防組織として、校長を自衛消防隊長とし、自衛消防隊を 別表 2 のとおり指定する。

#### (避難経路図)

第 11 条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため、消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図(別表 3)を作成し、勤務する者及び児童のすべてに周知徹底しなければならない。

#### 第5章 震災対策

(震災予防措置)

- 第12条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため、第2章に基づく各施設、 器具の点検のほかに次のことを行う。
  - (1) 建築物及び付随設備等の倒壊、転倒、落下の有無などの点検
  - (2) 火気使用器具の転倒, 落下防止及び自動停止装置等についての作動情況
  - (3) 危険物施設等における危険物品等の転倒,落下の有無の点検

#### (地震時の活動)

- 第13条 地震時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。
  - (1) 火災が発生した場合は、人命の安全確保(避難)を最優先にし、また、全力を挙げて消火すること。
  - (2) 防火管理者は、被害の状況を把握し、必要事項を火元責任者等に指示すること。
  - (3) 広域避難場所は、 亘理町立長瀞小学校校庭とする。
  - (4) 広域避難場所への避難開始は、防災機関の命令または自衛消防隊長の判断により行う。

#### (地震後の安全管理)

第14条 各火元責任者は、地震後に、建物、火気使用設備器具等の点検を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後に使用すること。

#### 第6章 防火教育及び訓練

(防火教育及び訓練の時期)

第15条 防火管理者は、勤務する者等及び児童すべてに対して、次により教育訓練を行う。

計	川練の種別	実施時期	内容
	防災教育	5月 3月 日	○ 消防計画の周知徹底
	総合訓練 防犯訓練	9月 日 6月 日	Ⅰ ○ 水災予防上の遵守事項について
部	避難訓練	5月 日 11月 日	○ その他,火災予防上必要な事項について
分訓	消火訓練	11月 日	に行う。
練	通報訓練	11月 日	□ ○ 部分訓練は、避難誘導訓練、引き渡し、消火、通報の訓練を個別に行い、それぞれの任務及び行動の確認をする。

#### 参照 (訓練の実施回数)

(田川がドゥックへが四世一多人)					
訓練種別	訓練回数				
司川形水个里方门	特定防火対象物(学校も対象)	非特定防火対象物			
避難訓練	年1回以上	年1回以上			
消火訓練	年1回以上	年1回以上			
通報訓練	年1回以上	年1回以上			

※ 総合訓練を1回実施した場合は、避難、消火、通報の各訓練をそれぞれ1回実施したものとする。

(訓練実施計画の報告)

附 則

この計画は、平成17年4月1日から施行する。

#### 【別表1】 火元責任者(火気取締り責任者)指定表

- ◎ 責任者は担当教室等の暖房器具及びその周辺と、火気使用時の安全確保を厳正に行う。
- ◎ 特別教室等で火気を使用する場合には、防火管理者に連絡し許可を得る。

[任務] o 暖房器具等火気使用設備器具の管理

- o 電気設備器具の管理
- o 消火管理
- ο 避難管理,非常事態発生時の連絡
- o 地震時の出火防止に関する措置
- o その他,火災予防上必要な事項

o その他,火災予防上必要な事項							
1	1階		階	3階			
場所	責任者	場所	責任者	場所	責任者		
職員室	教頭	101	担任	401	担任		
校長室	教頭	201	担任	5 <i>0</i> 1	担任		
放送室	視聴覚主任	301	担任	6 Ø 1	担任		
保健室	養護教諭	生活科室1	生活科主任	高少人数	高学年主任		
会議室	教頭	生活科室 2	生活科主任	児童会室	児童会主任		
更衣室 (男)	教頭	中少人数教室	中学年主任	トイレ (男)	養護教諭		
更衣室 (女)	養護教諭	理科室	理科主任	トイレ (女)	養護教諭		
トイレ (男)	教頭	トイレ (男)	養護教諭	配膳室	業務員		
トイレ (女)	養護教諭	トイレ (女)	養護教諭	青空ホール	教務主任		
給湯室	業務員	配膳室	業務員	図工室	図工主任		
家庭科室	家庭科主任	図書室	司書	音楽室	音楽主任		
トイレ (特)	特支担任	PC室	視聴覚主任	備蓄倉庫	防災主任		
けやき学級	担任	教育相談室	SC・教育相談コーディネーター				
配膳室	業務員	防災ルーム	防災主任				
体育館	体育主任						
	1						

#### 【別表2】 自衛消防組織組織

搬出係

自衛消防隊長(管理権限者) [校長] 副隊長•指揮係(防火管理者) [教頭] ・隊長の補佐,全体の指揮 ・校内に指示を報知 ・関係機関への連絡と報告 通報連絡係 [教頭・主幹・事務長] ・消防署, 警察等への通報 消防隊等への情報提供 指揮係の補佐 ・消火器具での初期消火 消 火 係 [教務・担任外職員] •防火扉等での延焼防止作業 ・事後は避難誘導係に 避難誘導係 [学級担任] ・児童の安全確保, 避難経路の確保 ・児童の人員確認, 保護, 報告 検 索 係 [業務員・司書・支援員] ・指揮係の指示を受けて、残留者の検索・保護 救 護 係 ・負傷者等の応急処置, 看護 [養護教諭]

# 非常時の職員の心構え

・重要書類等の持ち出し

1. 人命の安全確保を最優先 自他の安全を確認した上で自衛消防組織の任務に当たる。

2. 児童の把握 教員の指揮の下に、児童を完全に掌握する。

「事務長〕

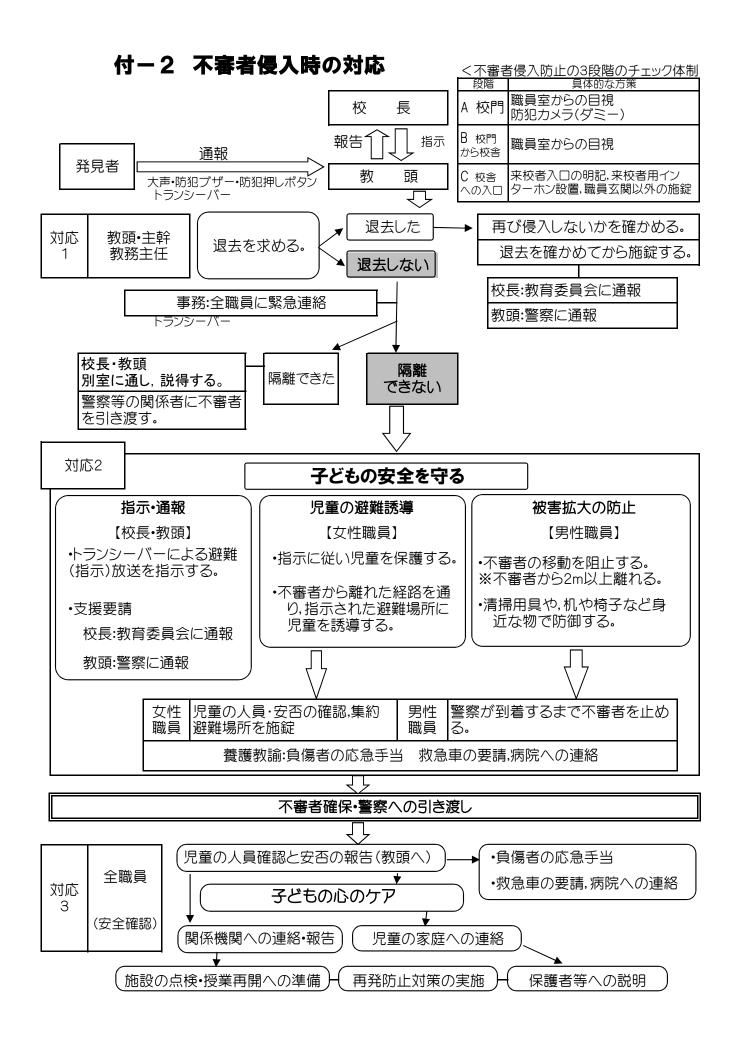
3. 指揮命令系統の遵守 勝手な判断は慎み、指揮命令に従って行動する。

4. 的確な状況判断 被害状況, 避難経路の安全, 負傷者の有無等を確かめる。

5. 簡単明瞭な指示と報告 毅然たる態度で指示を出す。明瞭に状況を報告する。

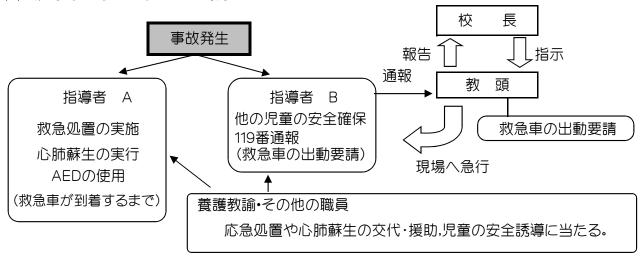
# **亘理町立長瀞小学校** 避難経路図(火災)

				旦珲	m) 77;	<b>反</b> 謝小子(	化 地	<b>野科科区区区域</b>				
	児童会室	教 材 室	倉庫	ト イ レ	ト イレ	配 膳 EV 室	倉 庫 EV	青空ホール	図工室	<u>2</u> (i	集 開 倉 屋 盾	防量災量
3階	4の1	5 Ø.	<b>)</b> 1	けや	きき	少人数 (高)		ラウンジ テラス	6の1	音多	学室	準備室
	準	浬科室	<u> </u>	ト 月 レ	トイレ	配 膳 EV 室	EV	図書室	パソコン	/室 値	生	相談
2階	3の1	2 0	<b>)</b> 1	1 0		生活科室		ラウンジ テラス	ぽぷら	少人数(中)	t <sub>lsh</sub>	災ルーム
	更 衣子 室 変子 室 変子	印品	室	トイレ	配別湯沸室	善 EV	EV	ピロティ エントランスホール	家庭科	室備室	家庭科	トイレ
1階	保健室	放送室	校县	秦室	]	職員室	玄関	昇降口	会議室	学習室		立活動室
										体育館	官	

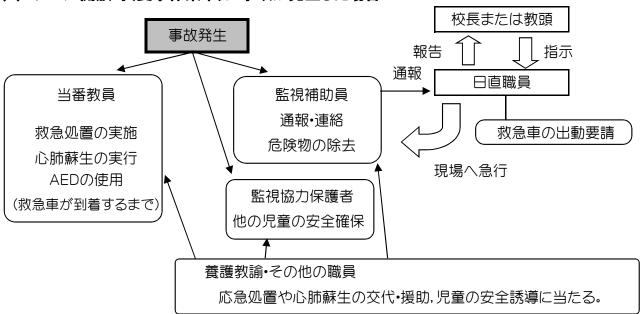


# 付一3 プールでの事故発生時の対応

#### (1) 授業中に事故が発生した場合



#### (2) プール開放時(夏季休業中)に事故が発生した場合



#### -【参考】 心肺蘇生法の基本手順

① 意識の有無を調べる。 大声で呼び掛け反応を見る。

あごを指で押し上げ, 肺までの気道を開く。 ② 気道を確保する。

頬を□・鼻に近づけ息を感じ取る。(10秒以内で) ③ 呼吸の有無を調べる

④ (呼吸がなければ)人工呼吸を施す。 鼻をつまんで,口から口に息を2回吹き込む。

⑤ 心臓の拍動の状態を調べる。 胸の動き,呼吸や咳の有無を見る。(10秒以内で)

⑥ (心停止の場合)心臓マッサージを施す。胸骨圧迫部位を両手で垂直に押す。

(圧迫部位の見つけ方は別資料参照)

30回の心臓マッサージと1回の人工呼吸を繰り返す。 (7) 心肺蘇生法を実施する。

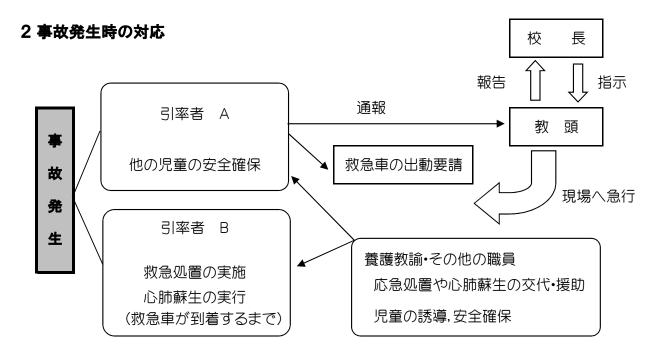
(人工呼吸:1回に2秒,5秒毎に1回の割合)

# 付一4 校外学習中の事故発生時の対応

#### 1 予 防 措 置

- (1) 計画の段階で、児童の実態に応じた無理のない日程・行程、活動内容等を設定する。
- (2) 事前調査(現地下見)を綿密に行う。特に下記の項目については、細心の留意をする。
  - A. 経路及び休憩場所等に危険物や危険箇所はないか。
  - B. 突発的に危険が生じた場合、児童を避難させる安全な場所はあるか。
  - C. 緊急を要する場合, 救急車の要請や警察への通報が直ちにできる状態になっているか。
  - ◎ A•B•Cのすべてについて、十分な対応ができるよう対策を立てて計画する。 いずれか1項目でも十分な対応ができない場合は実施しない。
- (3) 学年・学級単位での活動には、少なくとも2名以上の教職員が引率する。

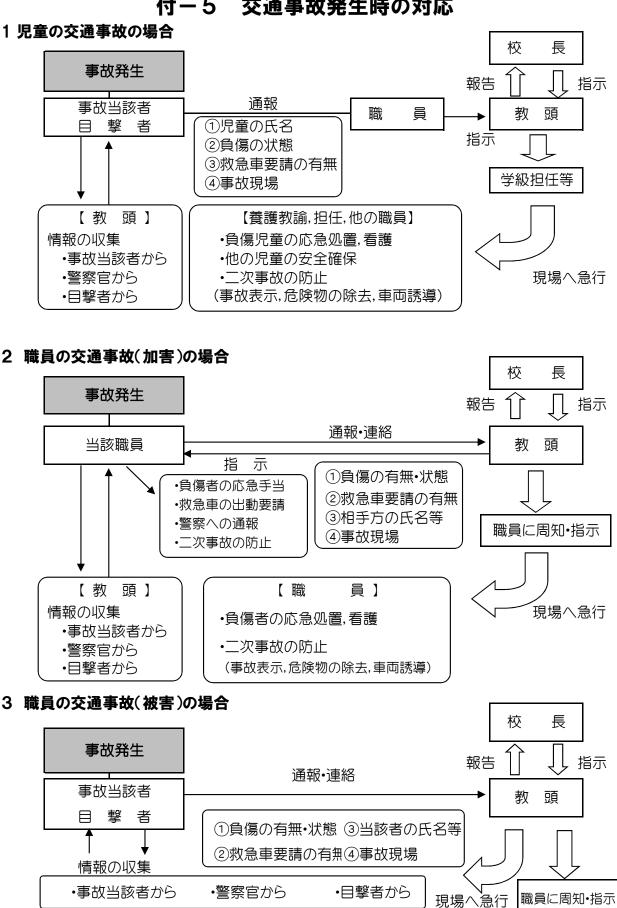
(非常の場合,1名は傷病児童の看護,1名は他の児童の安全確保に分担して当たる。) ※ 可能な限り、学校ボランティアの形で保護者等の協力を得るよう努める。



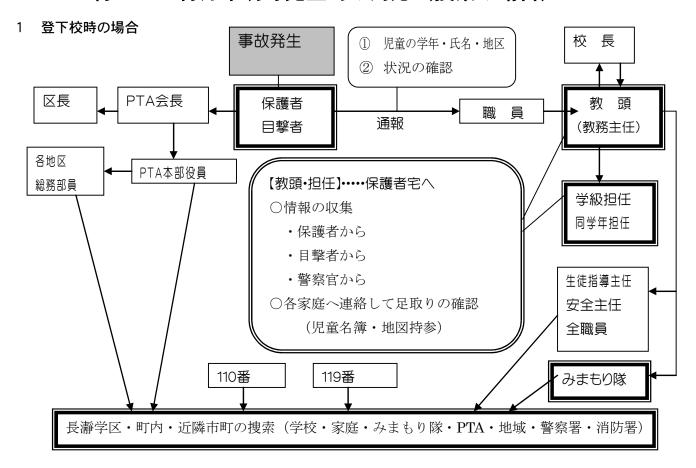
#### -【参考】 救急車出動要請の手順

- ※ 落ち着いて、要点を落とさずに、簡潔明瞭に。
- ① 救急車の出動要請であることを告げる。(消防車出動と混同しないように)
- ② 通報者の氏名等を告げる。(氏名,職業,傷病者との関係など)
- ③ 事故現場の位置を告げる。(地点の住所または近くの道標となる建築物など)
- ④ 傷病者(児童)の氏名,年齢,性別,傷病の状況,看護の状態を告げる。
- ⑤ 応急手当の必要性,留意事項等を聞く。
- 以下,消防署司令室の指示に従う。

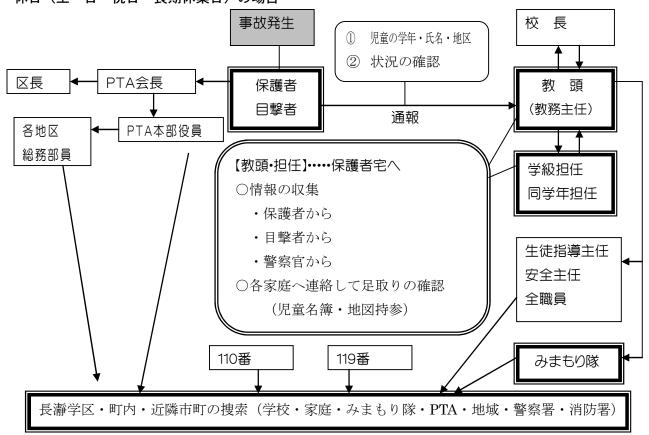
# 付ー5 交通事故発生時の対応



# 付一6 行方不明等発生時の対応(捜索の場合)



#### 2 休日(土・日・祝日・長期休業日)の場合



#### 付—7

## 弾道ミサイル発射等に係る対応

(1) 弾道ミサイル発射時の対応 (日本に飛来する可能性のある場合)

#### 弾道ミサイル発射

Jアラートによる情報伝達

ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。 (総務省消防庁)

#### 教職員

教職員

行う。

守らせる。

○発射された方向,発射数等をメディアから情報収集を行う。

○定められた避難場所へ避難誘導を

○外にいる場合には、校舎内へ避難

【登下校中・在宅時の避難行動】

とから, 指導を徹底する。

協力を依頼しておく。

※登下校中は、児童生徒自身で判断

※保護者・地域住民に登下校中・在

宅時の避難行動について周知し、

し、避難行動をとる必要があるこ

誘導し、窓から離れた場所で身を

#### 屋内退避

在校中

登下

在宅中

#### 避難行動

- ○外にいる場合 は、直ちに校 舎内に避難する。
- ○できるだけ窓 から離れ,で きれば窓のな い部屋に移動 する。

#### 避難行動

- ○直ちに建物の 中,又は地下 に避難する。
- ごとはがよくには、がない場合は、物陰に身をに伏せてで守る。

#### 避難行動

- 〇直ちに建物の 中,又は地下 に避難する。
- ○できるだけで から離れ,で きれば窓のない部屋に移動 する。

# 【校外活動中の避難行動】

- ※登下校中の避難行動と同様の行動 をとらせる。
- ※引率教員は、児童生徒の状況を学校へ連絡する。

Jアラートによる情報伝達

ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、 ●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物 を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警 察や消防などに連絡して下さい。

(総務省消防庁)



#### 避難行動解除

#### 校長

- ○ミサイル通過の情報があった際 には,通常登校とする。
- ○ミサイル通過の情報があった際, 避難行動の解除を行う。

#### 教職員

- ○必要に応じ、緊急メール等で通常 登校、始業時間の繰り下げ等を知 らせる。
- ○児童生徒のケアを行う。
- ○不審な物を発見した場合には、教員、 警察、消防等へ連絡をするよう指導 する

#### (2) 弾道ミサイル落下時の対応 (日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)

#### 弾道ミサイル落下の可能性有り

#### Jアラートによる情報伝達

直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中,又は 地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能 性があります。直ちに避難して下さい。

(総務省消防庁)



#### 避難行動継続



Jアラートによる情報伝達

ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地 方に落下した可能性があります。続報を伝達しま すので、引き続き屋内に避難して下さい。

(総務省消防庁)



# 登下

# 在校中

#### 避難行動

#### 避難行動

〇口と鼻をでいる。 いなけいの いなけれる。 や、に避難 中、に避難 る。

### 避難行動



続報として,屋内退避解除,又は,引き続き 屋内退避,あるいは別地域への避難情報が伝 達される。

#### 校長

○臨時休業・授業打ち切りの判断

#### 教職員

○落下可能性地域等をメディアから 情報収集を行う。

#### 教職員

○外にいる場合には、校舎内へ避難 誘導し、窓から離れた場所で身を 守らせる。

#### 【登下校中・在宅時の避難行動】

- ※登下校中は、児童生徒自身で判断 し、避難行動をとる必要があるこ とから、指導を徹底する。
- ※保護者・地域住民に登下校中の避難行動について周知し、協力を依頼しておく。

#### 【校外活動中の避難行動】

- ※登下校中の避難行動と同様の行動 をとる。
- ※児童生徒の状況を学校へ連絡する。

#### 教職員

- ○けが人の有無を確認。
- ○換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ○弾頭の種類に応じて被害の様相や 対応が大きく異なるため、引き続き情報収集を行う。

#### 教職員

- ○政府,自治体の指示の下,避難行動をとる。
- ○児童生徒の安否について緊急メール等で発信する(可能な場合)

#### 教育委員会

○政府発表等の情報を基に、臨時休業の解除の判断を行う。

# 付一8 児童の心のケア対策

#### 1 心のケアの必要性

災害発生後は、多くの被災者が災害による恐怖、衝撃、あるいは大切にしていたものを失った喪失感、無力感など、心に様々なダメージを受けることが多い。

こうした災害後の心の反応は、程度の差こそあれ被害者なら誰にでも生じやすいことである。さらに、災害での様々な体験、被災後の生活環境、人的環境の変化などは、外傷的ストレスとして長期にわたって続く恐れもある。

児童の精神的ケアについては、身近な担任教員や養護教諭、また保護者が子供の話を十分に聞いてやり、子供の恐怖の体験や不安な感情を分かち合って、子供の心に安心感を与えることが大切であると考えられる。

#### 2 児童の諸症状と対応策

#### A 退行反応(赤ちゃん返り)

	<u> </u>
症	対 応 策
①親から離れない。	①子供が甘えてきた時は,受け入れてやること。
②親の気を引こうとして,弟や妹と競う。	②子供が安心できる大人が,いつも側にいるよう
③既に止めていた癖や幼い時にしてい	にする。
た行動・態度を再びやりだす。	③大人の方から積極的にスキンシップを図る。
(指しゃぶり,爪噛み,お漏らしなど)	④本人の要求は,平常心に戻るまではできるだけ
④怖い夢を見て,夜中に泣き出す。	無条件に受け入れる。
⑤自分で考えたり行動したりができなく	⑤勉強,手伝い,決められた仕事などが一時的に疎
なる。	かになることを大目に見る。
⑥学業成績が急に低下する。	⑥子供の症状や行動を責めず,「大丈夫だ」と保障
	してやり安心させる。

#### B 牛理的反応

症	状	対 応 策
①食欲不振		①大人や仲間と遊ぶ機会を与えたりスポーツや社会活動に積極
②嘔吐,吐き気		的に参加するよう励ましたりする。
③腹痛,頭痛		②身体に多種多様な反応が見られる場合は,医療機関で受診し,
④摂食障害(拒	食•過食)	指示を受ける。
⑤蕁麻疹		③拒食障害の場合は,専門医療機関で受診することが望ましい。
⑤不眠,不眠傾	句	④身体症状にばかり目が向かないよう,周囲の人もあまり心配を
⑥喘息のような	该	し過ぎないようにする。
		⑤身体的に大きな異常が見られない場合は、日常生活のリズムを
		規則正しく整えることを守らせる。
		⑥日々の生活の中で、過剰な刺激を与えないよう配慮する。

#### C 情緒的•行動的反応

症	対 応 策		
①集中力に欠ける。	①子供の話にしっかりと耳を傾ける。		
②イライラ,反抗的,攻撃的行動をする。	②「頑張れ」などの励ましや激励をしない。		
③親に甘えられない。	③甘えられる雰囲気を作る。		
④音や揺れに敏感に反応する。	④児童の気持ちを共有し,叱責をしない。		
⑤円形脱毛や抜け毛,チック症状がある。	⑤躾や勉強ができなくなったことを大目に見る。		
⑥反社会的行動をとる。	⑥反社会的行動に対しては,具体的に注意する。		
(喫煙,飲酒,盗み,夜間徘徊など)	(場合により,専門家に相談する。)		
⑦孤立,家族や仲間から引きこもり	⑦抑鬱状態では自殺をほのめかすことがある。		
⑧喪失したものを過度に悲しむ。	激励や叱責は避ける。躁状態が見られる時は		
	直ちに専門家に相談する。		
	⑧友達と遊んだり話をしたりすることを勧める。		

#### 【参考】 教職員のメンタルヘルスケア

児童を指導する教職員も、被災後の対応や児童の心のケアなどで、鬱傾向や不眠などのような心的・情緒的な反応を伴う諸症状が見られることがある。

校長や教頭を中心に、教職員が相互に見守り支え合っていく必要がある。必要な場合には、早期に専門機関での相談も不可欠である。

# 付一9 非常災害時の引き渡しの手順

### (1)昇降口前での引き渡し

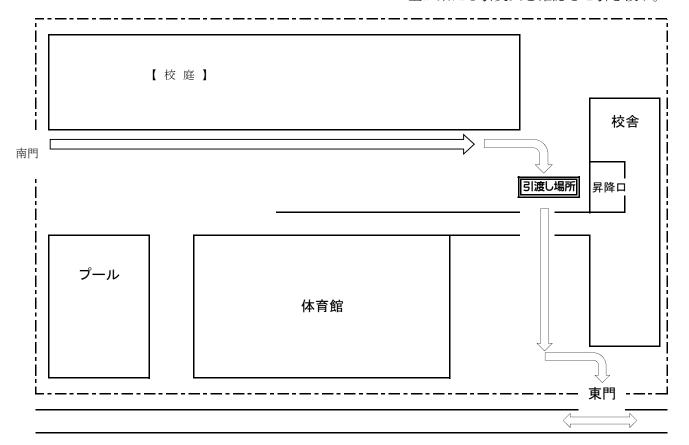
○引き渡しの手順

#### 【引受者】

- 1 校門から自家用車で昇降口前(引渡し場所)まで入る。
- 2 担当職員に、児童名と関係を告げる。
- 3 児童を引き受け、誘導に従い東門から出る。
- \*引渡し名簿に記載のない方には引き渡さない。

#### 【職員】(7学年部)

- 1 引渡し名簿を準備する。
- 2 名簿で引き受け者と児童との関係を確認する。
- 3 引受者と時刻を記入
- 4 トランシーバーで担任と連絡を取り、児 童が来たら引受人を確認させ引き渡す。



〇必要に応じ、NTTの『災害用伝言ダイヤル171』に学校からの伝言を録音する。

「毎月1日」「防災の日」は使用可。それ以外は許可が必要。「166」又は「NTT法人営業部」にTEL連絡。 【録音の仕方】 (022-269-2153)

・局番なしの「171」をダイヤルし、ガイダンスにしたがって伝言内容を録音する。(30秒以内)

( 171····ガイダンス····1・··ガイダンス···・学校Tel: 0223-36-2023····ガイダンス···1# )

(例) こちらは長瀞小学校です。地震がありましたが、児童は全員体育館に避難して無事です。 安全に下校させるため、保護者の皆さんに直接児童を引き渡します。体育館に迎えに来てい ただくようお願いします。車の場合は、西門から南門への一方通行になります。

#### 【伝言の聞き方】

・局番なしの「171」をダイヤルし、ガイダンスにしたがって録音内容を聞く。

( 171····ガイダンス····2···ガイダンス···学校Tel:0223-36-2023 )

#### 付一10 熱中症対策

<熱中症とは> 熱中症は「暑熱環境にさらされた」状況下での様々な体調不良の総称

<症 状> 【軽症】めまい・立ちくらみ・筋肉痛・汗がとまらない

【中症】頭痛・吐き気・倦怠感・虚脱感

【重症】意識がない・けいれん・高い体温・意識障害 (呼びかけに対し返事が おかしい, まっすぐに歩けない, 走れない等)

※最悪の場合には死亡することもある。

#### 1 学校管理下における熱中症

- 近年,学校の管理下における熱中症は,小学校・中学校・高等学校等を合わせると毎年 5,000 件程度発生している。また熱中症による死亡事故も,年間に0~2名程度と減少傾向にあるが,熱中症に関する正しい知識・対策で,重症化を減らしていく必要がある。
- 学校での熱中症による死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものである。部活動においては、屋外で行われるスポーツ、また、屋内で行われるスポーツでは、厚手の衣類や防具を着用するスポーツで多く発生する傾向がある。また、学校行事など部活動以外のスポーツでは、長時間にわたって行うスポーツで多く発生する傾向にある。体育やスポーツ活動によって発生する熱中症は、それほど高くない気温 (25  $^{\circ}$ C  $^{\circ}$  30  $^{\circ}$ C)でも湿度が高い場合には発生することが特徴的である。

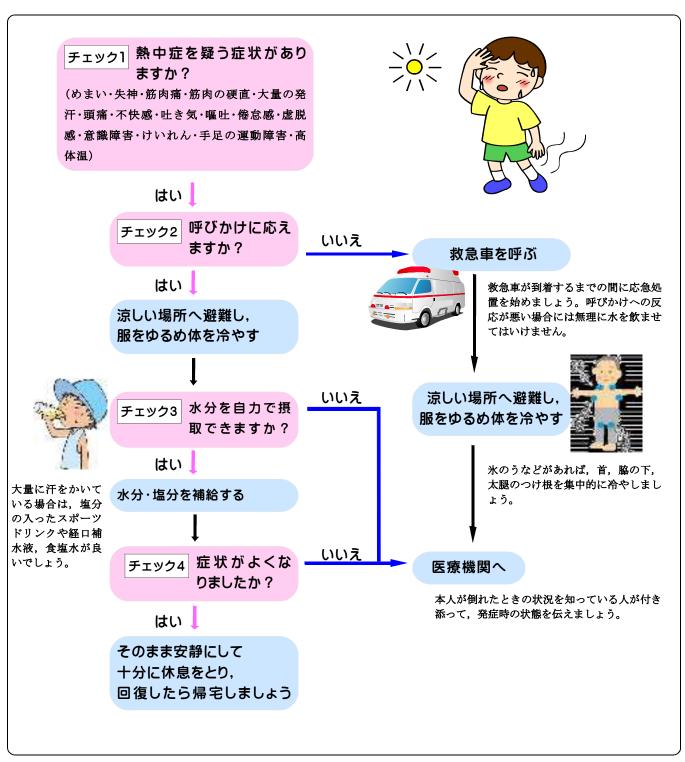
#### 2 暑さ指数 (WBGT)

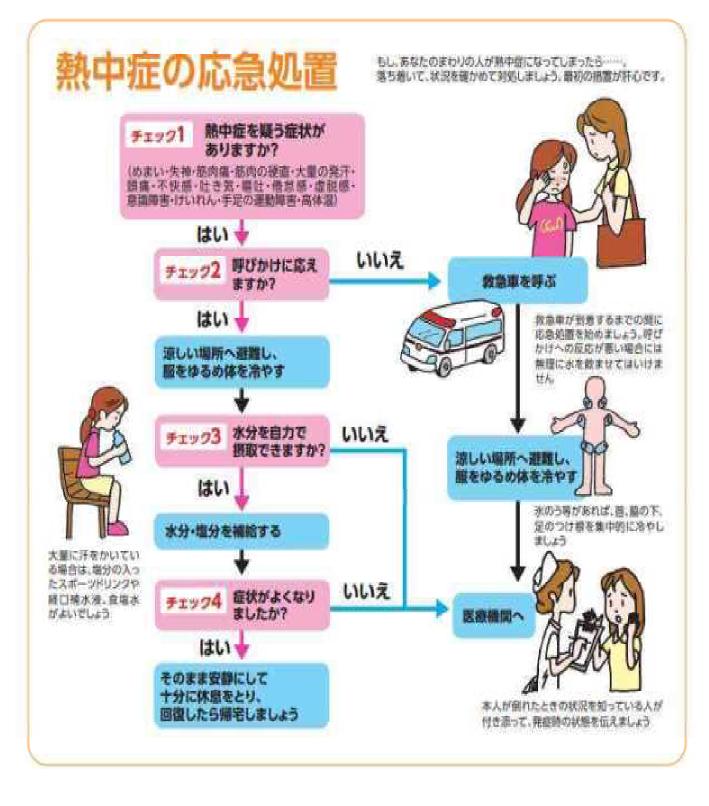
暑さ指数(WBGT)は、温度や湿度などの複数の環境要素を合わせて測定しているため、場所や時間により、値が変動する。活動場所毎、活動時間毎に測定することが大切である。



- 3 熱中症の予防
  - (1) 熱中症注意日
    - □気温が高い
    - □風が弱い
    - □湿度が高い
    - □急に暑くなった
- (2)注意が必要な人
  - □肥満の人
  - □体調の悪い人
  - □持病のある人
  - □高齢者・幼児
  - □暑さに慣れていない人
- (3) 熱中症の予防法
  - □日傘・帽子
  - □涼しい服装
  - □水分をこまめにとる
  - □日陰を利用
  - □こまめに休憩
  - □暑いときには無理をしない

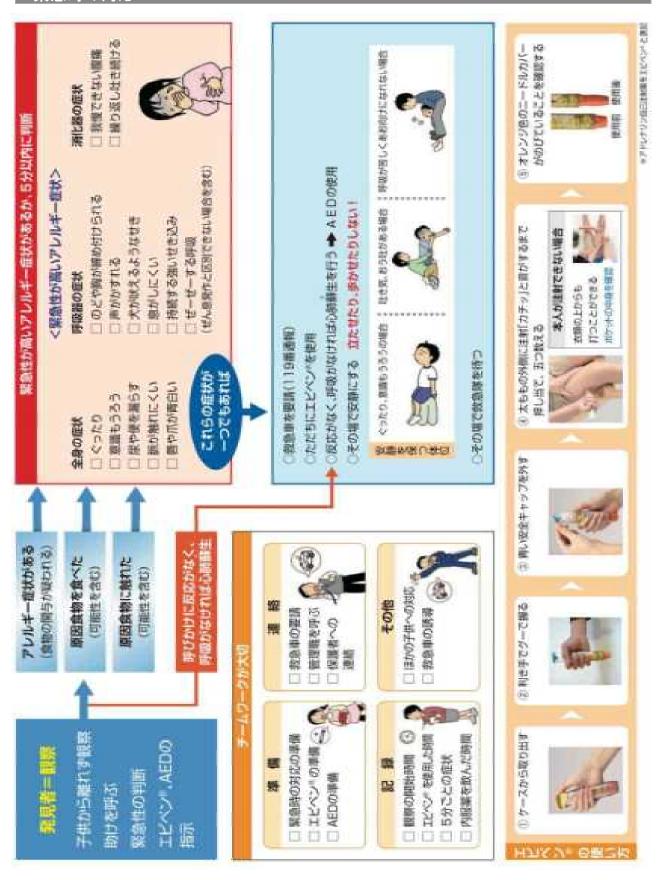
#### 4 熱中症の応急処置





付ー11 食物アレルギーへの対応 アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがある。特に、アナフィラキシーは 非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められる。

#### 緊急時の対応



## 付-12 事故報告書(第1報)様式

事 故 報 告

日発 事 名 故 校長 電話 発 信 者 学校名 亘理町立長瀞小学校 役職名 教頭 報告手段 **FAX** 教諭 持参 事故者(箇所名) 被害者 住 所(学年) の状況 属(職 名) 所 発 生 日 時 平成 年 月 日 時 分 発 生 場 所 負傷者(損害)の状況 事故(破損)の状況 救急車 有 • 無 • 済 救急車·警察·消防署 有・無・済 警察 への連絡 有・無・済 消防署 学校の対応 その他

